食洗協シリーズ 18

食品衛生に大活躍！
アルコール製剤

- その2 - 指定医薬部外品

日本食品洗浄剤衛生協会

食品衛生に大活躍！　アルコール製剤
－その２－　指定医薬部外品

Ⅰ．はじめに ・・ 1
Ⅱ．外皮消毒用途 ・・ 1
　１．指定医薬部外品（外皮消毒剤）とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　２．アルコール製剤（指定医薬部外品）の利用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　３．手指を消毒する場合のアルコール製剤（指定医薬部外品）の使用量 ・・・・・・・・・・ 2
　４．手指の消毒方法 ・・ 2
　５．アルコール製剤（指定医薬部外品）の形態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　６．アルコール製剤（指定医薬部外品）と手荒れの関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　７．アルコール製剤（指定医薬部外品）による手荒れの防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

食品衛生に大活躍！　アルコール製剤　－ その２ －

指定医薬部外品

Ⅰ．はじめに

「食品衛生に大活躍！アルコール製剤-その 1-食品添加物」にて、アルコールの概要を説明するとともに、食品の除菌・保存に及ぼすアルコールの効果に触れ、また、実際の現場工程におけるアルコールの利用方法、作業場におけるサニテーションの方法などを説明しました。

一方、食品加工産業、外食産業などの従事者の衛生管理へ関心も高まっており、平成 11 年の医薬品販売規制緩和に伴い、手指の消毒を目的とした指定医薬部外品（外皮消毒剤）の需要が伸びています。その中でアルコールを有効成分またはその他目的で配合した指定医薬部外品は、使用方法が簡単で省力化にもつながりますので、食品業界には最適な薬剤といえます。小誌をご一読いただき、アルコールが食品衛生に少しでもお役に立てればと願っております。

（注）アルコールとはエタノールを示します。

Ⅱ．外皮消毒用途

１．指定医薬部外品（外皮消毒剤）とは

手指又は皮膚の洗浄・消毒を目的とした製剤の場合、表１に示した有効成分１種類を所定の範囲で配合しなければなりません。

表１　有効成分とその配合量

（厚生労働省の指定医薬部外品医薬発第 283 号（平成 11 年 3 月 12 日）新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準等について別表３より）

有効成分	配合の範囲（%）	備考
エタノール	76.9～81.4	
塩化ベンザルコニウム	0.05	
塩化ベンゼトニウム	0.05	
グルコン酸クロルヘキシジン液	0.1	グルコン酸クロルヘキシジンとして
ポビドンヨード	7.5	

（注）但し、エタノールにあっては vol%とする。

エタノール（76.9～81.4vol%）以外の成分を有効成分（例えば、塩化ベンザルコニウム）とした製剤であっても、すり込み式手指消毒剤のように速乾性を付与するためエタノールを 76.9～81.4vol%の範囲外で配合した製剤もあります。

以下、エタノールを有効成分または速乾性を付与するために配合した指定医薬部外品（外皮消毒剤）をアルコール製剤（指定医薬部外品）と表記してご説明します。

また、形態としては、液剤をボトル容器に詰めたタイプやシートに含浸させたウエットティッシュタイプなどがあります。

２．アルコール製剤（指定医薬部外品）の利用

手指の消毒にはアルコール製剤（指定医薬部外品）が使用されます。手指を消毒する場合、まず手指用洗剤で十分洗い、すすいだ後、水分をよく拭き取るまたは乾燥させてからアルコール製剤（指定医薬部外品）を使用します。アルコール製剤（指定医薬部外品）は、両手を濡らす程度で、効き目があります。アルコール製剤（指定医薬部外品）を使用した後は、拭き取らず自然に乾燥させて下さい（拭き取ると効果が減少します）。

３．手指を消毒する場合のアルコール製剤（指定医薬部外品）の使用量

アルコール製剤（指定医薬部外品）を 1mL や 2mL 程度手指に滴下したり、噴射したりする程度では不十分です。少なくとも 3mL が必要で、十分に手指を薬剤で濡らすにはそれ以上必要とします。なお、爪のところに雑菌が多いので、爪と指の間が十分に薬剤で濡れるよう、噴霧器を使うときは、爪を上に向けて薬剤を噴射し、ボトルから薬剤を掌に滴下するときは、指先に掌の薬剤を十分擦り込むようにして下さい。

４．手指の消毒方法

手指を消毒する場合は、まず手指の洗浄を十分に行うことが重要です。

①石鹸で 30 秒以上もみ洗いする（爪先、指の間はブラシなどでよく洗うとよい）。

②流水で手についている石鹸を十分に洗い流す。

③手に残った水分をペーパータオルなどで拭き取り、その後噴霧器でアルコール製剤（指定医薬部外品）を噴霧し両手で全体に擦り込む。この際、アルコール製剤（指定医薬部外品）をシートに含浸させたウエットティッシュタイプで手指をよく拭いてもよい。

なお、手指が濡れた状態でアルコール製剤（指定医薬部外品）を使用するときは、多少多めに使用しないと、有効成分濃度が低下して殺菌力が弱くなるので注意が必要です。

フローを次に示します。

《手指消毒の方法フロー》

＊作業に入る前
＊作業の変わり目
＊異なった食品や器具に触れる前
＊汚染していると思われるもの（生ゴミ、魚や肉類のドリップ、土壌など）に触れた後
＊作業終了時

↓

ハンドソープなどによる手洗い

↓

水分をよく拭き取る　または　乾燥させる

↓

アルコール製剤（指定医薬部外品）で消毒

1）消毒器、下向きスプレータイプの場合
手指が充分濡れる位噴霧する
指先、爪、指の間に液剤を延ばすようにし、両手で手首までの手全体にすり込み、乾燥させる

2）ウエットティッシュタイプの場合
液剤の含浸したシートで、手指を濡らすようによく拭き、その後乾燥させる
使用した後は、容器のふたは閉め、液剤が乾燥しないようにする

５．アルコール製剤の形態

アルコール製剤（指定医薬部外品）を用いて手指の消毒を行う場合には、手指消毒器で噴霧したり、下向きスプレータイプを用いることが多いですが、最近ではジェルタイプや液剤をシートに含浸させたウエットティッシュタイプが市販されています。ジェルタイプやウエットティッシュタイプで小型のものは携帯性にも優れ、簡易な手指の消毒方法として便利です。

表２　手指の消毒に使用されるアルコール製剤（指定医薬部外品）の形態及び特徴

タイプ	形態	特徴
①手指消毒器		・無駄がなく経済的 ・簡単でスピーディー
②下向きスプレータイプ スプレータイプ	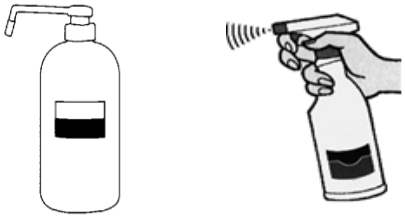	・持ち運びが簡単でどこでも使え る ・設置が簡単 ・容器が経済的
③ジェルタイプ	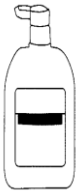	・飛び散らない ・しずくが下に落ちない ・液体タイプに比べ携帯に優れる
④ウエットティッシュタイプ	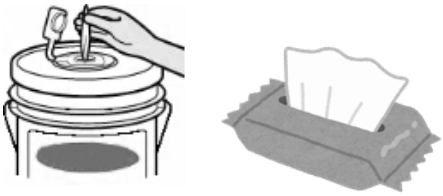	小型の物は携帯に便利
エアゾール		・持ち運びが簡単でどこでも 使える

６．アルコール製剤（指定医薬部外品）と手荒れの関係

アルコール製剤（指定医薬部外品）と直接接触するのは、皮膚の最上層に位置する角質層と呼ばれる組織です。この角質層はその下にある細胞が成長、成熟、老化して死滅したものが層状となったものです。細胞としては死滅していますが、たん白質としてはまだ未変性のままであり、また細胞や細胞間には皮膚の水分保持に重要な役割を果たす脂質が存在しています。

高濃度アルコールの殺菌作用の本態はたん白変性であるとされており、またアルコールには脂質を溶解する力もあります。従って、アルコール製剤（指定医薬部外品）による手指消毒を高頻度に行うと、角質層のたん白を変性させ、脂質の存在形態を変化させたりすることになります。結果として、皮膚表面の滑らかさや柔軟性が失われ、ざらつきがみられ、落屑（皮膚鱗片の剥離）が起こり、いわゆるドライスキンの症状を呈することがあります。

アルコールの皮膚刺激作用（発赤や湿疹など真皮に達する作用）は通常の使用状況では殆ど問題にならないと思われます。アルコールは皮膚上で速やかに蒸発するので、たとえ、その一部が経皮吸収されても、量的にみて真皮に刺激反応を起こすには至らないと考えられます。しかし、皮膚表面に切り傷があったりすると、皮膚内部とアルコールが直接接触するので、刺激が痛みとして感じられます。またアルコール過敏症の人は経皮吸収される量がわずかであっても、アルコールに反応する場合があります。

７．アルコール製剤（指定医薬部外品）による手荒れの防止対策

アルコールにはたん白変性作用や脂質溶解作用があり、その皮膚に対する作用を全くなくすことはできません。しかし、市販されているアルコール製剤（指定医薬部外品）の中には、アルコールによる手荒れを防ぐため保湿成分や油性成分を配合したものがあります。これはアルコール蒸発後に皮膚に残留する保湿成分や油性成分が皮膚からの水分蒸発を抑え、さらに使用回数が多い場合の保護作用として働きます。

同様な観点から、作業終了後、ハンドクリームなどによる手入れも手荒れ防止に有効です。手荒れがみられる場合や、皮膚に傷がある場合にどうしても作業する場合には使い捨て手袋を使用して下さい。アルコール過敏症の場合には、使用を中止して下さい。

アルコール製剤販売各社の連絡先

会社名	郵便番号	住所	電話番号
ADEKAクリーンエイド(株)	113-8422	東京都文京区本郷1-4-5 陽光ビル	03-3816-6971
甘糟化学産業(株)	103-0023	東京都中央区日本橋本町1-5-9 KDX日本橋本町ビル5階	03-3241-5241
(株)アルボース	541-0051	大阪市中央区備後町2-4-9 （日本精化ビル）	06-6204-6767
今津薬品工業(株)	101-0041	東京都千代田区神田須田町2-19	03-3255-0211
(株)ウエノフードテクノ	541-8543	大阪市中央区高麗橋2-4-8	06-6203-0774
エコラボ(同)	169-8631	東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル	03-5285-2660
MCフードスペシャリティーズ(株)	100-0006	東京都千代田区有楽町1-2-2 東宝日比谷ビル16階	03-5501-7327
(株)オーヤラックス	102-0083	東京都千代田区麹町1-6-2	03-3263-6201
花王プロフェッショナル・サービス(株)	131-8501	東京都墨田区文花2-1-3	03-5630-7141
(株)ゴードー	103-0021	東京都中央区日本橋本石町4-6-7 日本橋日銀通りビル6階	03-3241-0750
シーバイエス(株)	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町22 山下町SSKビル	045-640-2200
信和アルコール産業(株)	103-0024	東京都中央区日本橋小舟町6-6 小倉ビル6階	03-3249-6831
摂津製油(株)	592-8331	大阪府堺市西区築港新町1-5-10	072-280-2650
(株)セハージャパン	110-0016	東京都台東区台東1-32-8 清鷹ビル6階	03-3839-7531
(株)タケックス・ラボ	564-0063	大阪府吹田市江坂町1-23-5 大同生命江坂第2ビル7F	06-6821-8162
東京サラヤ(株)	140-0002	東京都品川区東品川1-25-8	03-5461-8162
(株)ニイタカ	532-8560	大阪市淀川区新高1-8-10	06-6395-2717
日本化薬フードテクノ(株)	370-1208	群馬県高崎市岩鼻町219	027-345-2111
ミツエイ(株)	927-8338	福島県いわき市中部工業団地6-5	0246-72-1218
ライオンハイジーン(株)	130-8584	東京都墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラル6階	03-5819-7770

アルコール製剤啓発プロジェクトメンバー表

リーダー	山田　利幸	（信和アルコール産業株式会社）
サブリーダー	西村　宇司	（ライオンハイジーン株式会社）
委員	伊藤　武史	（ADEKA クリーンエイド株式会社）
同	種永　健太	（甘糟化学産業株式会社）
同	伊井　宏	（株式会社アルボース）
同	河野　昌隆	（今津薬品工業株式会社）
同	中曽根　友朗	（エコラボ合同会社）
同	渡辺　爽	（MC フードスペシャリティーズ株式会社）
同	加藤　誠一	（花王プロフェッショナル・サービス株式会社）
同	羽田　文昭	（京葉糖蜜輸送株式会社）
同	小島　譲	（株式会社ゴードー）
同	森脇　惠実	（株式会社ゴードー）
同	角田　めぐみ	（シーバイエス株式会社）
同	城戸　敏光	（信和アルコール産業株式会社）
同	中川　由宣	（株式会社セハージャパン）
同	土屋　卓見	（株式会社タケックス・ラボ）
同	小林　康人	（東京サラヤ株式会社）
同	村松　寿代	（東京サラヤ株式会社）
同	守屋　貴弘	（株式会社ニイタカ）
同	新村　実	（日本化薬フードテクノ株式会社）
同	大野　透	（ミツエイ株式会社）

（社名　五十音順、平成30年1月1日現在）

【食洗協シリーズ No.18】

食品衛生に大活躍！ アルコール製剤 －その２―
（指定医薬部外品）

平成１３年１２月 発行
平成１７年 ４月 改訂
平成３０年１０月 改訂

日本食品洗浄剤衛生協会（略称食洗協）

住所 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2－6－1
食品衛生センター内
ＴＥＬ ０３－３４０３－２９２２
ＦＡＸ ０３－３４０３－２９２４
E-mail : shokusen@rc4.so-net.ne.jp
URL : http://www.shokusen.jp